

## 介護サービス体系について

「これまでの議論の整理（案）」（第11回部会資料）

### （生活圏域単位のサービス基盤）

- 今後のサービス体系を考えるに当たっては、現行の全国共通的・画一的なサービスだけでなく、市町村が独自性を活かし、生活圏域において地域に密着したサービスを整備、展開することができるような方向性を重視する必要があるのではないか。

### （事業計画、保険者の権限等）

- サービス供給に関する保険者の関与を高める観点から、例えば、利用が主として市町村の圏域内にとどまるようなサービスについては、市町村長が事業者の指定・指導監督を行うこととしてはどうか。  
また、このようなサービスについては、当該市町村の介護保険事業計画に定める目標値を超える場合に、市町村長に指定拒否権限を付与することとしてはどうか。
- 市町村の事業計画やサービス基盤整備の今後の方向性を考えるに当たっては、生活圏域での多様なサービス拠点の整備という視点が必要ではないか。

## 介護サービス体系をめぐる具体的論点

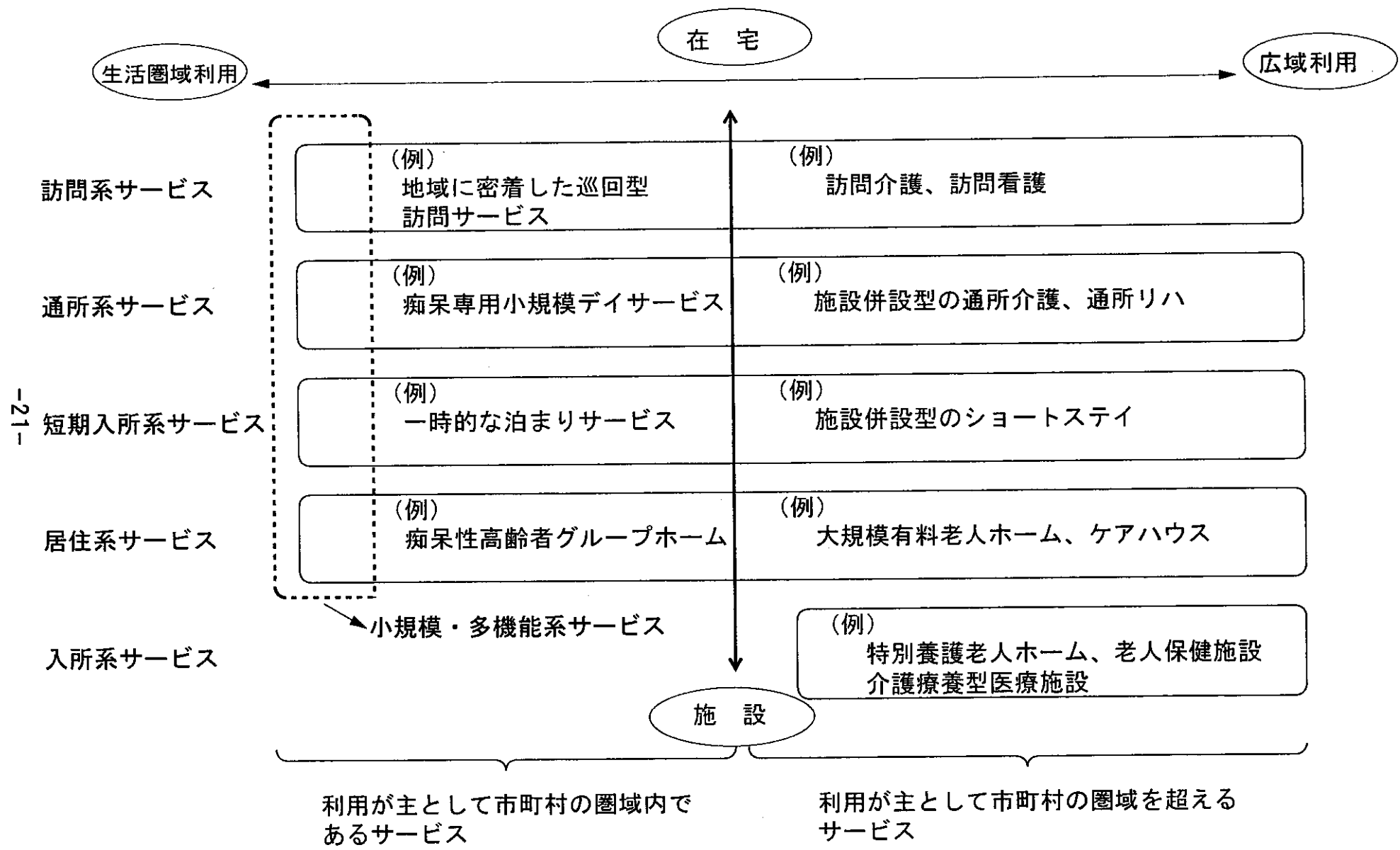
### [サービス体系]

- 現行のサービス体系を、サービスの利用圏域の観点から、利用が主として市町村の圏域を超えるような「全国共通的なサービス」と、利用が主として市町村の圏域内にとどまるような「地域密着型のサービス」とに分けることについて、どのように考えるか。
- この場合、現行のサービス、さらに今後整備すべきサービスも含め、具体的なサービスとしてどのようなものが考えられるか。
- 現行の「居宅サービス」と「施設サービス」という二元的な体系について、「訪問系サービス」、「通所系サービス」など、機能別に多元的な体系に再編していくことが考えられるが、どうか。

### [保険者の権限・事業計画との関係]

- 利用が主として市町村の圏域内にとどまるような地域密着型のサービスについて、市町村長が事業者の指定・指導監督権限を行うことについて、どのように考えるか。
- この場合、事業者の指定・指導監督等を行うことに伴う市町村の事務負担増への対応が必要になってくると考えられるが、どうか。
- こうしたサービスについては、当該市町村の介護保険事業計画に定める目標値を明記し、これを超える場合には市町村長の指定拒否権限を与えることが考えられるが、どうか。
- さらに、こうしたサービスについては、報酬設定についても保険者である市町村の裁量を拡大していくことが考えられるが、どうか。

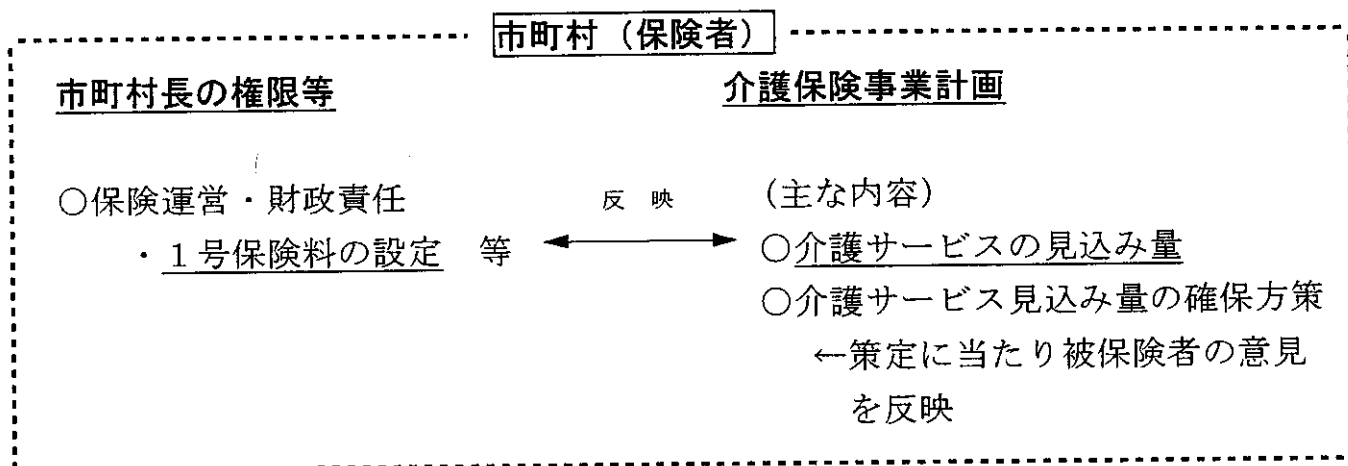
# 介護サービス体系について



## 現行制度の概要

### [市町村（保険者）]

- 保険者である市町村は、当該市町村の「介護保険事業計画」において介護サービスの見込み量を設定し、これに基づき1号保険料の設定を行う。
- 市町村は、保険給付に関して必要がある場合には、事業者文書等の提示を求めること等ができるが、事業者の指定・指導監督権限は、原則として有しない。



### [都道府県]

- 都道府県は、サービス事業者の指定・指導監督権限を有する。また、指定の効果は全国に及ぶ。
- 都道府県は「介護保険事業支援計画」において、介護保険3施設について老人福祉圏域ごとの必要入所定員数を定め、これを超える場合は指定しないことができる。

